

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和四年五月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年十二月二十八日奈良県指令郡土第六二―一二号

令和四年五月二十日奈良県指令郡土第六二―一二―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年五月二十日郡土第六四八号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年五月二十日郡土第二二三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市谷田町一二八一番一、一二八一番七及び一六四六番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区今橋二丁目五番八号七階

株式会社大岡産業 代表取締役 岡田達也

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市谷田町一二八一番七